

第4節 市民税課

〔総括概要〕

自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人住民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また、一層の税収確保に向けて、県税事務所と共同で、未申告法人の活動状況調査や申告指導を実施した。

保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

税政係

1 調定額

(単位：千円)

税目	区分	本年度	前年度
市民税		10,452,178	10,611,901
軽自動車税		487,838	467,906
市たばこ税		1,088,883	1,067,644
鉱産税		2,956	3,221
入湯税		19,669	16,002
国民健康保険税		6,119,773	6,467,708
後期高齢者医療保険料		1,431,650	1,373,736
介護保険料		3,254,244	3,321,427

2 賦課状況

(1) 軽自動車税（4月1日現在）

(課税状況調より)

車種	区分	総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
			非課税	減免		
原動機付自動車	50cc以下	5,381	54	—	5,327	10,654
	51cc～90cc	486	1	—	485	970
	91cc～125cc	833	13	—	820	1,968
	ミニカー	120	—	—	120	444
	小計	6,820	68	—	6,752	14,036

軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪車		2,028	2	1	2,025	7,290	
		三輪車		1	—	—	1	5	
		四輪車	乗用	営業用	7	—	2	5	28
				自家用	20,226	45	371	19,810	142,632
			貨物	営業用	82	—	2	80	240
				自家用	5,077	37	78	4,962	19,848
		新税率適用分	乗用	営業用	1	—	—	1	7
				自家用	6,937	6	126	6,805	73,494
			貨物	営業用	79	—	—	79	300
				自家用	1,865	18	20	1,827	9,135
		重課適用分	乗用	営業用	2	—	—	2	16
				自家用	7,781	18	201	7,562	97,550
			貨物	営業用	34	—	—	34	153
				自家用	5,582	29	72	5,481	32,886
		75%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	—	—	—	—	—
			貨物	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	2	—	—	2	3
		50%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	401	2	7	392	2,117
			貨物	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	—	—	—	—	—
		25%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	1,278	1	23	1,254	10,157
貨物	営業用		11	—	—	11	32		
	自家用		85	—	1	84	319		
小型特殊	農耕作業用		6,761	17	4	6,740	16,176		
	フォークリフト等		483	2	—	481	2,838		
小計			58,723	177	908	57,638	415,226		
二輪の小型自動車			2,843	18	1	2,824	16,944		
合計			68,386	263	909	67,214	446,206		

(2) 市たばこ税

区分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一般品	190,249,470	1,211,887	189,037,583	1,075,783,295
旧三級品	3,264,120	60,260	3,243,880	12,975,520
手持ち品	69,328	—	69,328	117,303
合計	193,582,918	1,272,147	192,350,791	1,088,876,118

※平成28年4月税率改正により旧三級品の税率が段階的に引き上げられた事から手持ち品課税が行われた。

(3) 鉱産税

区 分	数量 (t)	価格 (円)	課税標準額 (千円)	税額 (円)
石灰石 第1類	27,234	8,170,200	-	-
ドロマイト	193,333	77,333,200		
石灰石 第2類	684,489	171,122,250		
珪 石	88,817	44,408,745		
合 計	993,873	301,034,395		

(4) 入湯税

区 分	税率 (円/人)	人数 (人)	税額 (円)
日帰り	50	385,785	19,289,250
宿 泊	150	2,531	379,650
合 計		388,316	19,668,900

3 諸証明等の交付 (栃木地域分)

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	23,470	262	<ul style="list-style-type: none"> ・納税、所得及びその他の証明 1件につき300円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき300円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,991	1,509	<ul style="list-style-type: none"> ・資産台帳の閲覧 1冊につき300円 ・公簿等の写し 1枚につき300円
合 計	26,461	1,771	

※令和元年12月31日まで200円のもの、令和2年1月1日より300円。

法人係

個人係

(令和元年度課税状況調より)

1 個人市民税賦課状況 (7月1日現在)

(1) 所得区分別市民税額調

(単位：千円)

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額				
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分 離 譲 渡
所得金額	213,735,266	182,481,225	8,318,052	1,974,340	16,858,714	4,102,925
所 雑 損	427	74	-	-	353	-

得 控 除 額	医療費	1,475,663	847,683	102,857	48,504	410,141	66,478
	社会保険料	38,905,233	34,312,840	1,302,458	361,847	2,497,207	430,881
	小規模企業共済等掛金	726,940	438,166	185,868	8,460	57,519	36,927
	生命保険料	2,672,878	2,312,631	105,691	23,874	200,810	29,872
	地震保険料	102,564	68,037	5,711	5,816	19,863	3,137
	障害者	655,980	434,120	36,820	10,440	158,020	16,580
	寡婦	378,300	300,460	12,840	260	60,020	4,720
	寡夫	42,900	38,220	1,300	-	3,380	-
	勤労学生	520	520	-	-	-	-
	配偶者	4,975,970	3,395,860	147,540	32,560	1,346,210	53,800
	配偶者特別	1,041,890	858,320	34,740	5,060	134,350	9,420
	扶養	5,838,200	5,124,490	292,720	92,340	248,390	80,260
	同居特別障害者	132,480	102,120	9,200	1,380	16,100	3,680
	基礎	24,347,730	19,916,820	829,620	190,080	3,158,760	252,450
	計	81,297,675	68,150,361	3,067,365	780,621	8,311,123	988,205
課税標準額		135,928,488	114,330,864	5,250,687	1,193,719	8,547,591	6,605,627
税 額	算出税額	8,049,852	6,857,409	314,939	71,600	512,466	293,438
	調整控除額	154,728	121,781	5,927	1,460	24,195	1,365
	配当控除額	6,660	2,625	7	9	2,919	1,100
	住宅借入金等特別税額控除	149,075	144,184	3,916	329	389	257
	寄附金税額控除	100,539	77,496	6,403	238	4,040	12,362
	外国税額控除	76	64	-	-	5	7
	税額調整額	882	646	95	-	141	-
	配当割額等控除額	13,617	1,145	108	3	1,960	10,401
	減免税額	92	92	-	-	-	-
	所得割額	7,624,183	6,509,376	298,483	69,561	478,817	267,946
	均等割額	289,216	227,881	11,214	2,503	47,618	-
	市民税額合計	7,913,399	6,737,257	309,697	72,064	526,435	267,946
市民税負担割合(%)		100	85.1	3.9	0.9	6.7	3.4
納税義務者数(人)		82,633	64,870	3,172	706	13,120	765
所得割人数(人)		73,781	60,354	2,514	576	9,572	765

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,431	2,187,636	1,466,088	48,744	44,293

10万円を超え 100万円以下	26,495	36,208,067	15,051,893	887,847	812,523
100 " 200 "	21,855	54,593,908	32,160,698	1,916,898	1,784,288
200 " 300 "	11,028	41,827,170	27,379,798	1,627,547	1,533,106
300 400	5,505	28,228,893	19,197,246	1,146,458	1,114,128
400 " 550 "	3,240	20,836,955	14,942,521	891,803	872,876
550 " 700 "	910	7,334,894	5,629,715	335,556	326,391
700 " 1,000 "	639	6,516,004	5,403,041	318,730	308,399
1,000万円を超える金額	678	16,001,729	14,696,888	876,269	828,119
合 計	73,781	213,735,256	135,927,888	8,049,852	7,624,183

※「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除 人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
	うち老人配偶者			老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	41	18	48	4	24	20	20	1
1万円を超え 2万円以下	37	17	37	3	17	17	2	1
2 " 3 "	29	11	34	2	8	24	7	2
3 " 4 "	19	7	30	2	12	16	8	5
4 " 5 "	37	24	45	2	17	26	2	2
5 " 6 "	34	14	30	-	13	17	-	-
6 " 7 "	28	10	46	4	14	28	-	-
7 " 8 "	43	21	25	1	10	14	32	5
8 " 9 "	36	16	48	3	18	27	-	-
9 " 10 "	42	19	18	1	5	12	-	-
10 " 15 "	243	108	184	17	61	106	23	4
15 " 20 "	289	168	232	18	83	131	7	8
20 " 25 "	302	156	233	14	88	131	-	-
25 " 30 "	316	167	203	11	72	120	116	24
30 " 40 "	601	308	484	26	173	285	-	-
40 " 60 "	1,142	499	974	56	301	617	84	19
60 " 80 "	1,003	356	918	51	287	580	63	19
80 " 120 "	1,787	402	1,569	82	513	974	149	30
120 " 160 "	1,555	188	1,516	93	505	918	125	21
160 " 200 "	1,501	110	1,397	82	380	935	90	14
200万円を超える金額	5,634	167	6,839	414	1,663	4,762	698	79
合 計	14,719	2,786	14,910	886	4,264	9,760	1,436	234

2 法人市民税賦課状況 (7月1日現在)

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,123
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	31
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	573
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	58
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	117
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	34
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	137
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	10
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	24
合 計			4,107

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 580,000円
- ・所得割 8.2/100
- ・均等割 32,300円
- ・平等割 23,800円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	16,970	37,517	22,863
退職世帯	8	19	4
合 計	16,978	37,536	22,867

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,727	3,606	2,618	11,951	566
退職世帯	2	2	-	4	-
合 計	5,729	3,608	2,618	11,955	566

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	22,863	37,517	3,001,327,762	131,274	79,999
退職世帯	4	19	1,074,338	268,584	56,544

合 計	22,867	37,536	3,002,402,100	131,298	79,987
-----	--------	--------	---------------	---------	--------

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 190,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・均等割 10,200円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	16,970	37,517	22,863
退職世帯	8	19	4
合 計	16,978	37,536	22,867

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,727	3,606	2,618	11,951	519
退職世帯	2	2	-	4	-
合 計	5,729	3,608	2,618	11,955	519

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	22,863	37,517	952,356,456	41,654	25,384
退職世帯	4	19	343,044	85,761	18,054
合 計	22,867	37,536	952,699,500	41,662	25,380

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 160,000円
- ・所得割 2.4/100
- ・均等割 12,900円
- ・平等割 6,000円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	5,367	11,092	9,208
退職世帯	-	-	-
合 計	5,367	11,092	9,208

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,007	1,213	873	4,093	270
退職世帯	-	-	-	-	-
合計	2,007	1,213	873	4,093	270

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	9,208	11,092	358,188,064	38,899	32,292
退職世帯	-	-	267,536	-	-
合計	9,208	11,092	358,455,600	38,928	32,316

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	18,258	3,968,668,000
特別徴収対象世帯	5,760	344,889,200
合計	24,018	4,313,557,200

2 後期高齢者医療保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 620,000円
- ・所得割 8.54/100
- ・均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額(円)			
8割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
34,560	36,720	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円)×8.54%+43,200円	1,487	7,455
8割軽減	世帯の合計所得が33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合、均等割額を8割軽減。	483	4,273
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下の場合、均等割額を8.5割軽減。	297	4,288
5割軽減	世帯の合計所得が33万円+(28万円×被保険者数)以下の場合、均等割額を5割軽減。	229	2,752

2割軽減	世帯の合計所得が33万円+(51万円×被保険者数)以下の場合、均等割額を2割軽減。	195	2,358
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を5割(加入した月から2年間)軽減。		(内377)
合 計		2,691	21,126

(3) 後期高齢者医療保険料調定額(現年度分)

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	2,691	419,806,200
特別徴収	21,126	1,007,880,000
合 計	23,817	1,427,686,200

3 介護保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対象者	被保険者数(人)		年間保険料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者 ・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	682	6,274	25,200
第2段階	・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方	33	3,086	35,280
第3段階	・世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	33	2,787	48,720
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	563	7,981	57,120
第5段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方	60	7,589	67,200
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	327	8,769	80,640
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	222	5,265	87,360
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	260	3,597	100,800
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	51	683	117,600
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	28	237	134,400

第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	20	150	151,200
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	47	255	168,000
合 計		2,326	46,673	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,326	169,283,120
特別徴収対象者	46,673	3,053,717,100
合 計	48,999	3,223,000,220